

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-2 信用事業に係る事業の取扱い</p> <p>Ⅲ-4-2-1 組合【組合】</p> <p>Ⅲ-4-2-1-2 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて</p> <p>組合が農協法第10条第1項第15号（同項第2号及び第3号に係るものに限る。）、同条第6項第17号及び第24項第3号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 組合が行う以下の業務については「信用事業に附帯する事業」に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務、事務受託業務（取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）</li> </ul> <p>（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることを留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-2 信用事業に係る事業の取扱い</p> <p>Ⅲ-4-2-1 組合【組合】</p> <p>Ⅲ-4-2-1-2 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて</p> <p>組合が農協法第10条第1項第15号（同項第2号及び第3号に係るものに限る。）、同条第6項第17号及び第24項第3号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 組合が、<u>農業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務については、取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p>また、<u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる事業も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p>（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることを留意すること。また、その実施に当たっ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u></li> <li>・ <u>組合の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務</u></li> </ul> <p>上記業務の実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ （略）  (2)・(3) （略）</p> <p><b>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</b>  <b>Ⅲ－４－２－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</b>  農中が農中法第54条第4項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) <u>農中が行う以下の業務については「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務、事務受託業務（取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離</u></li> </ul>	<p><u>ては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ （略）  (2)・(3) （略）</p> <p><b>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</b>  <b>Ⅲ－４－２－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</b>  農中が農中法第54条第4項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) <u>農中が、取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</u></p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>してこれらの業務を行う場合も含む。)</u></p> <p><u>(注) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u></li> <li>・ <u>農中の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務</u></li> </ul> <p><u>上記業務の実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p><u>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

### 附 則

この通知の改正は、令和6年5月18日から適用する。